

厚生労働科学研究費補助金(食品衛生監視員による食品衛生監視手法の
高度化に関する研究事業)

食品衛生監視員の教育・訓練プログラムについての研究

研究要旨：科学的データ等に裏付けされた食品衛生監視手法の高度化に伴い、その手法を用いた監視指導を効率的・効果的に行えるようにするための、食品衛生監視員（以下「食監」とする。）の教育・訓練プログラムについて調査検討した。本年度は、昨年度報告した初級・中級食監研修に必要なカリキュラム要件等の案を踏まえ、研修到達目標の設定、研修要件ごとに必要な研修項目の洗い出し、具体的な研修資料・実施方法等の収集・整理及び食監が自己研鑽する際に参考となる資料（書籍、HP等）の選定・リスト化を行った。

主任研究者：

豊福肇（国立保健医療科学院研修企画部）

研究協力者：

原口直美（東京都福祉保健局健康安全全部
食品監視課）

坂梨栄二、秋山毅一郎（埼玉県保健医療
部食品安全課）

服部聖子（三重県健康福祉部健康危機管
理室食品監視グループ）、山本絵美（三重
県伊勢保健福祉事務所衛生指導課）

赤堀正光（神奈川県大和保健福祉事務所）

三木朗、川上絵美（さいたま市保健福祉
局保健部食品安全推進課）

の基礎となる食品衛生監視員の教育・訓練について、モデルプログラムを作成する必要が生じた。

このため、食品衛生監視員に対する研修を実施するに当たって、各自治体が活用できるよう、必要最低限の研修カリキュラム等の要件や、研修資料等について検討することとした。

本年度は、昨年度提示した初級・中級食監研修に必要なカリキュラム要件等の案を踏まえ、研修到達目標の設定、研修要件ごとに必要な研修項目の洗い出し及び具体的な研修資料・実施方法等の収集・整理、食監が自己研鑽する際に参考となる資料（書籍、HP等）などの基礎資料の選定、リスト化を行った。

A. 研究目的

食品の製造・加工技術の高度化や流通等の複雑化に加え、経験豊富な団塊世代の食品衛生監視員の大量退職、中核市・保健所設置市の増加などを背景に、食品衛生監視員の研修を標準化・簡素化するとともに、これら研修によって食品技術の進歩に沿った「食品監視手法の高度化」が求められている。

このような状況の中、監視指導力養成

B. 研究方法

昨年度提示した初級・中級食監研修に必要なカリキュラム要件等の案をもとに必要な研修項目の洗い出しを行った。また、各項目毎に、その実施方法の紹介や研修教材を各自治体において使用できるよう一部改変、若しくは研修の材料とな

る事例等を収集・整理し、研修資料の作成を行った。

併せて、講師等が研修を行うにあたって必要となる研修の進め方や説明メモ等についても取りまとめた。

また、食品衛生監視員の自己研鑽に役立つ文献、資料、HP アドレス等についても取りまとめた。

なお、厚生労働省（監視安全課食中毒被害情報管理室）が、既に食中毒調査支援システムの e-learning 研修システムで取り上げている研修項目については、重複しないようにした。

C. 研究結果・考察

1. 初級研修について

(1) 食品衛生法及び関係法規の概要

食品衛生法、食品安全基本法及び食品衛生関係条例等の概要のほか、関係法令であると畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、健康増進法、消費者安全法及び JAS 法等の簡単な概要、各自治体で定めている各種要領及び指針等の概要が含まれる。

食品衛生法等の概要については参考資料 1 として示した。

なお、各自治体で定めている各種要領及び指針等の概要については、各自治体で異なっていることから、統一的な資料作成は困難と判断した。

また、法令上の疑義解決の方法（法令検索の方法）については、参考資料 2 として示した。

(2) 食品衛生監視員の心得

組織とその業務内容、食品衛生監視員の業務内容、接遇・クレーム対応の心

得等が含まれる。食品衛生監視員の業務内容、接遇・クレーム対応に対する心得については参考資料 3-1~3 として示した。

また、組織とその業務内容については、各自治体で異なっていることから、統一的な資料作成は困難と判断した。

(3) 施設監視について

食品衛生監視の実施、収去検査の実施、GLP の基礎知識のほか、微生物制御の基礎知識が含まれる。

食品衛生監視の実施及び収去検査の実施については、食中毒調査支援システムの e-learning 研修システムにあることから、ここでは触れなかった。

GLP の基礎知識等の研修資料については参考資料 4、微生物制御の基礎知識については参考資料 5 として示した。

(4) 食中毒調査について

食中毒調査の基礎知識、過去の食中毒事件における対応例、事例検討（グループワーク）等が含まれる。

食中毒調査の基礎知識については、食中毒調査支援システムの e-learning 研修システムにあることから、ここでは触れなかった。また、e-learning においては、過去の食中毒事件の対応例についても触れている。

事例検討（グループワーク）については、昨年度報告書 p174~177 に示しているが、食品衛生監視員としてある程度の業務経験を積んだ初年度後期に実施する内容となっている。

(5) 苦情処理について

苦情処理の基礎対応が含まれるが、食中毒調査支援システムの e-learning 研修システムにあることから、ここでは触れなかった。

また、本研究の他分担研究において、苦情食品等の対応マニュアル作成等について検討されていることから、それらを参考とすることとし、ここでは割愛した。

なお、事例検討（グループワーク）についても、④と同様、初年度後期に実施する内容となっており、昨年度報告書 p178～187 に示している。

(6) 食品営業許可・各種届出について

許可及び各種届出制度の概要、許可申請から許可書等の交付までの事務手続が含まれるが、これらの具体的方法については、各自治体で異なることから、統一的な資料作成は困難と判断した。

(7) 関係団体の役割

関係団体の業務概要、行政との関わりが含まれるが、食品衛生協会などの組織や関わり度合い等は、各自治体で異なることから、統一的な資料作成は困難と判断した。

なお、研修資料の参考としては、昨年度報告書 p101～102 に示している。

2. 中級研修について

(1) 食品事故等の危機管理について

危機事例紹介、事例検討（グループワーク）等が含まれ、ダイオキシン事例等があるが、研修資料として整理できなかった。

(2) 施設監視について

監視指導等の難事例紹介、事例検討（グループワーク）等が含まれ、幾つかの事例について収集したが、整理できなかった。

(3) 食中毒調査について

アウトブレイク疫学調査の基本ステップ、事例検討（グループワーク）、シナリオ作成（プレスリリース資料作成を含む）等が含まれる。

アウトブレイク疫学調査の基本ステップについては、食中毒調査支援システムの e-learning 研修システムにあることから、ここでは触れなかった。

事例検討（グループワーク）については、参考資料 6 として示した。

(4) 違反・苦情対応

事例検討（グループワーク）が含まれるが、中級研修の参考となる事例の収集等はできなかった。

(5) 食品衛生業務について

現在の業務における課題及び課題解決策をグループワーク等で検討・発表するものであり、各自治体での現況が異なっていること等から、統一的な資料作成は困難と判断した。

(6) 食品衛生監視員の業務について

組織等の将来像、人材育成等について等が含まれるが、組織等は各自治体で異なることから、統一的な資料作成は困難と判断した。

3. その他

(1) 食監の指導について

新人食監を指導する立場の食監が、業務内でのOJTにおいて使える資料により、効率的・画一的な指導が行えると思われる。

そこで、小規模施設の自主衛生管理のために作成された資料ではあるが、食監の業種別の施設監視のポイントとして参考となることから、参考資料7として紹介した。

(2) e-learning について

厚生労働省（監視安全課食中毒被害情報管理室）が作成した「食中毒調査支援システム」のe-learning研修システムから資料の取得、映像を見ることにより研修できる。

平成23年3月末現在、以下のカリキュラムがe-learningとして活用できる。

- ・収去検査の実施について【監視指導】
- ・食品衛生監視指導の実施について【監視指導】
- ・アウトブレイク疫学調査基本ステップ【危機管理】
- ・苦情処理の基礎対応について【危機管理】
- ・食中毒調査の基礎知識【危機管理】

D. 結果

本年度は、初級・中級食監研修に必要なカリキュラム要件ごとに必要な研修項目の洗い出し及び具体的な研修資料・実施方法を収集・整理し（別添1）、また、食監が自己研鑽する際に参考となる書籍、HPなどの基礎資料のリスト化（別添2）

を行った。なお、収集・整理した研修資料等については、各自治体で適宜加筆・修正して活用できるよう、厚労省 NESFD に掲載することなどを検討している。

次年度については、今回提示したカリキュラム及び研修教材等について、自治体での試用等を踏まえた修正等を適宜行うとともに、今後収集・整理ができなかった食監の中級研修のための資料作成等のほか、講師ノート等のさらなる充実に努めることとしたい。最終的には、全国の自治体で活用可能な食監の初級・中級等の研修についてのモデル等を提示する予定としている。

E. 健康危険情報

該当なし

F. 研究発表

1. 論文発表

該当なし

2. 学会発表

該当なし

G. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得

該当なし

2. 実用新案登録

該当なし

3. その他

なし

参考資料等

1. 初級研修用資料

- 参考資料1：食品衛生法等の概要（東京都作成の資料を一部改編）

- 参考資料 2 : 法令上の疑義解決の方法 (東京都作成の資料を一部改編)
- 参考資料 3-1 : 食監の心得 (埼玉県作成の資料を一部改編)
- 参考資料 3-2 : 食監に求められる心構 (岩手県作成の資料)
- 参考資料 3-3 : 食監の心得 (さいたま市作成の資料)
- 参考資料 4 : GLP の基礎知識 (さいたま市作成の資料を一部改編)
- 参考資料 5 : 微生物制御の基礎基礎 (豊福室長作成の資料)

2. 中級研修用資料

- 参考資料 6 : 食中毒調査の事例検討 (三重県作成の資料)

3. その他

- 参考資料 7 : 小規模施設の自主衛生管理のための資料 (神奈川県県央地域グループ共同作成の資料を一部改編)

別添1: 必要な研修項目及び研修資料等

大分類	中分類	小分類	方法	資料
初級	食品衛生法及び関係法規の概要	食品衛生法、食品安全基本法等の概要について	講義	参考資料1(東京都作成資料の一部改編)
		関係法令(と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、健康増進法、消費者安全法、JAS法等)の概要(存在)について	講義	参考資料1(東京都作成資料の一部改編)
		食品衛生関係条例等(各自治体)	講義	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
		地方自治体で定めている各種要領、指針等について	講義	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
	食品関係法令	法令上の疑義解決の方法(法令検索の方法)	講義/OJT	参考資料2(東京都作成資料の一部改編)
	食品衛生監視員の心得	組織とその業務内容の概要	講義	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
		食品衛生監視員の業務内容	講義	参考資料3-1(埼玉県作成資料の一部改編) 参考資料3-2(岩手県作成資料) 参考資料3-3(さいたま市作成資料)
		接客・クレーム対応の心得	講義	参考資料3-1(埼玉県作成資料の一部改編)
	施設監視について	食品衛生監視及び取去検査の実施	講義	食中毒調査支援システム e-learning
		GLPの基礎知識	講義	参考資料4(さいたま市作成資料の一部改編)
		微生物制御の基礎	講義	参考資料5(豊福室長作成資料)
	食中毒調査について	食中毒調査の基礎知識	講義/OJT	食中毒調査支援システム e-learning
		過去の食中毒事件における対応例	講義	食中毒調査支援システム e-learning
		事例検討(初期/後期)	グループワーク	平成21年度報告書(p174~177)
	苦情処理について	苦情処理の基礎対応	講義	食中毒調査支援システム e-learning
		事例検討	グループワーク	平成21年度報告書(p178~187)
	食品営業許可・各種届出について	許可及び各種届出制度の概要	講義/OJT	(施設基準要件等自治体による為、統一的資料作成は困難)
		許可申請から許可書交付までの事務手続	OJT	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
	関係団体の役割	関係団体の業務概要、行政との関わり	講義	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難) ※参考資料:平成21年度報告書(p101~102)
	中級	食品事故等の危機管理について	危機事例紹介	講義
事例検討			グループワーク	
		監視指導等の難事例紹介	講義	
		事例検討	グループワーク	
食中毒調査について		アウトブレイク疫学調査の基本ステップ	講義	食中毒調査支援システム e-learning
		事例検討	グループワーク	参考資料6(三重県作成資料)
		シナリオ作成(プレスリリース資料作成含む)	グループワーク	
違反・苦情対応		事例検討	グループワーク	
食品衛生業務について		現在の業務における課題及びその解決策の検討・発表	グループワーク	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
食品衛生監視員の業務について		組織等の将来像、人材育成等	講義	(各自治体により異なり、統一的資料作成は困難)
食品衛生監視員の指導	新任食監指導	OJT	参考資料7(神奈川検索性資料の一部改編)	
その他	食監の自習に役立つ資料一覧		別添2	

○食品衛生監視員が自習するために参考となる図書等リスト

別添2

分類	種類	書籍名	出版社・発行	著者等	備考
法令等	書籍	食品衛生小六法	新日本法規出版	食品衛生研究会	法規集
	書籍	食品衛生法質疑応答ハンドブック	第一法規	食品衛生研究会	加除式
	書籍	早分かり食品衛生法第3版—食品衛生法逐条解説	日本食品衛生協会	日本食品衛生協会	
	書籍	食品衛生関係法規集(赤本・IN版)	中央法規出版	食品衛生研究会	加除式、Web版法規集
	書籍	実務衛生行政六法	新日本法規出版	衛生法規研究会	法規集
	書籍	栄養調理六法	新日本法規出版	栄養調理関係法令研究会	法規集
	書籍	器具・容器包装の規格基準とその試験法	中央法規出版	著者 河村葉子(国立医薬品衛生研究所)/厚労省基準審査課	
	書籍	新訂版食品添加物の使用基準便覧	日本食品衛生協会	編集 日本食品衛生協会	
衛生	書籍	大量調理施設衛生管理のポイント	中央法規出版	編集 食品衛生研究会	
	書籍	着眼点—食品衛生—食品衛生関係者必携	中央法規出版	著者 西田博	
	書籍	異物防除と食品衛生	中央法規出版	著者 西田博	
	書籍	実務食品衛生	中央法規出版	編集 河端俊治、春三佐夫、細貝祐太郎	
	書籍	わかりやすい 食品衛生の手引	新日本法規	編集 食品保健研究会	加除式
	書籍	マンガ「食品衛生入門」PART1, 2	日本食品衛生協会	編集 日本食品衛生協会	
	雑誌	月刊「食と健康」	日本食品衛生協会	日本食品衛生協会	
	雑誌	月刊「食品衛生研究」	日本食品衛生協会	日本食品衛生協会	
	雑誌	月刊「HACCP」	鶏卵肉情報センター	鶏卵肉情報センター	
	書籍	改訂 食品衛生における微生物制御の基本的考え方	日本食品衛生協会	編集 日本食品衛生協会	
	書籍	微生物制御の基礎知識 食品衛生のための90のポイント	中央法規出版	著者 藤井建夫	
	書籍	現場で役立つ 食品微生物Q&A 第2版	中央法規出版	編集 小久保彌太郎	
	書籍	逃げる！隠せ！嘘をつけ！これでもいいのか食品衛生	共同文化社	著者 村田隆司	著者は、元札幌市食監
食中毒	書籍	食中毒散発例の疫学調査マニュアル	中央法規出版	監修 食品衛生研究会	
	書籍	食中毒予防必携	日本食品衛生協会	編集 日本食品衛生協会	
	書籍	行政と食中毒	宮城県食品衛生協会	著者 阿部和男	
	書籍	アウトブレイクの危機管理—感染症・食中毒集 回発生事例に学ぶ	医学書院	著者 感染症・食中毒集団発生対策研究会	

○食品衛生監視員が自習するために参考となる図書等リスト

別添2

分類	種類	書籍名	出版社・発行	著者等	備考
食中毒	その他	サルモネラ食中毒の防止対策～卵関連の食中毒を防ぐために～	桑名保健福祉事務所	桑名保健福祉事務所	http://www.pref.mie.jp/WHOKEN/HP/nenpouhoukokoku/sarumo/saru.mo.htm
書籍	書籍	ノロウイルス現場対策ーその感染症と食中毒ー	幸書房	監修 丸山務	
書籍	書籍	腸炎ビブリオ物語ー発見から神奈川現象まで	医学書院	著者 秋山昭一	
書籍	書籍	鶏卵・鶏肉のサルモネラ全集	日本畜産振興会	編集 鶏病研究会	
書籍	書籍	食品由来感染症と食品微生物	中央法規出版	監修 仲西寿男、丸山務	
表示	書籍	食品表示マニユアル	中央法規出版	編集 食品表示研究会	加除式
	書籍	食品添加物表示ポケットブック	日本食品添加物協会	編集 日本食品添加物協会	
	書籍	新食品添加物表示の実務	日本食品添加物協会	編集 日本食品添加物協会	
	書籍	食品表示Q&Aー制度の概要と実務に役立つ事例	中央法規出版	編集 食品表示研究会	
	書籍	もう間違えない！賞味期限・消費期限	新日本法規	編集 食品表示問題研究会	
	書籍	くらしに役立つ食品表示ハンドブック	群馬県	作成 全国食品安全自治ネットワーク 編集	
苦情	書籍	食品苦情処理事例集	中央法規出版	編集 全国食品衛生監視員協議会	
	書籍	食べられますか？ー苦情処理事例集	東京都	編集 東京都衛生局	
	書籍	食品の苦情Q&A(追録版)	東京都	編集 東京都衛生局	
	書籍	頻発事例から見る食品苦情と事故防止対策	中央法規出版	編集 諸角聖 他	ネット版見直し中
	書籍	食べもの110番 クレーム事例集	神戸新聞出版センター 発売	編集 神戸生活協同組合商品検査センター 発行	http://kensa.coop-kobe.net/iyoho/jireisyu/
害虫	その他	日常生活と周辺の虫たちー健康で快適な生活のために	山梨県	編集 山梨県福祉保健部薬務課 衛生 公害研究所	
輸入	書籍	食品輸入マニユアル 食品を安全に輸入するための	中央法規出版	編集 日本輸入食品安全推進協会	
	書籍	新訂Q&A食品輸入ハンドブック 食品を安全に輸入するために	中央法規出版	編集 日本輸入食品安全推進協会	

○食品衛生監視員が自習するために参考となる図書等リスト

別添2

分類	種類	書籍名	出版社・発行	著者等	備考
異物	書籍	食品製造・流通における異物混入防止対策	中央法規出版	緒方一喜、平尾素一、光榮昭雄	
	書籍	最新の異物混入防止技術－「食品・薬品の混入異物対策」(増補改訂版)－	フジ・テクニクスシステム	緒方一喜、光榮昭雄	
	その他	異物ライブラリー	三重県	三重県工業研究所	
	書籍	食品・施設 カビ対策ハンドブック	日本食品衛生協会	編集 日本食品衛生協会	
シリーズ	書籍	食品安全性セミナー(1)食中毒	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(2)食品添加物	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(3)残留農薬	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(4)動物用医薬品・飼料添加物	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(5)マイコトキシン	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(6)ダイオキシン類	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
	書籍	食品安全性セミナー(7)器具・容器包装	中央法規出版	監修 細貝祐太郎、松本昌雄	
行政	国通知	地域保健・老人保健事業報告作成要領	厚生労働省	厚生労働省	
	国通知	衛生行政報告例記入要領及び審査要領	厚生労働省	厚生労働省	
その他	書籍	食品の範囲ガイド	日本食品添加物協会	編集 日本食品添加物協会	
	書籍	初心者のための食品製造学	光琳	著者 中島一郎	
	書籍	食品の製造工程図全集	三瑠書房	編集 食品技術士センター	
	書籍	「ふぐ」	朝日新聞社	著者 桑島久男	
	書籍	食品偽装 起こさないためのケーススタディ	ぎょうせい	共著 農水省表示・規格課 新井ゆたか、中村啓一、神井弘之	
	書籍	Q&A食品の不安解消の手引	ぎょうせい	著者 食品の苦情・相談事例研究会	
	書籍	貝毒の謎	成山堂書店	共著 野口玉雄、村上りつ子	
	その他	全国食品衛生監視員研修会研究発表等抄録	厚生労働省		

○食品衛生監視員が自習するために参考となるHPリスト

別添2

分類	HP名(管理者)	URL	備考
国	厚生労働省 食品安全情報	http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html	
	食品安全委員会 食品安全総合システム	http://www.fsc.go.jp/fscis/	食品安全委員会が収集した食品安全に関する情報
	消費者庁 食品表示課	http://www.caa.go.jp/foods/index.html	食品表示に関する情報
	農林水産省 消費・安全局	http://www.maff.go.jp/i/syouan/index.html	
	国立医薬品食品衛生研究所 食品の安全性に関する情報	http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/index.html	
	「健康食品」の安全性・有効性情報	http://hfnet.nih.go.jp/	独立行政法人国立健康・栄養研究所が収集した情報
	厚生労働科学研究成果データベース	http://mhlw-grants.niph.go.jp/index.html	厚生労働科学研究の報告書の検索・閲覧等
	国立国会図書館蔵書検索・申込システム	http://opac.ndl.go.jp/	国内の雑誌、記事等の検索・申し込みに便利
自治体	愛知県食品衛生検査所(衛生研究所食品監視・検査センター)	http://www.pref.aichi.jp/shokuhinkensa/	食品相談事例、図鑑等
	横浜市衛生研究所	http://www.city.yokohama.jp/me/kenkou/eiken/	食品衛生情報
	仙台市食品監視センター	http://www.city.sendai.jp/kenkou/kanshi/index.html	相談事例等
	東京都 食品衛生の窓	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/index.html	都の食品安全情報
	食の安心パトロール(東京都)	http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shokuhin/shokupato/index.html	主に子育て世代向けの食品衛生情報
	全国食品安全自治ネットワーク	http://www.shoku-net.pref.gunma.jp/iti-net/index.html	全国の食品安全施策情報など
団体	社団法人 日本食品衛生協会	http://www.n-shokuei.jp/	
	財団法人 日本食品化学研究振興財団	http://www.ffcr.or.jp/	食品化学分野における、国内・国外の情報
	財団法人 食品産業センター	http://www.shokusan.or.jp/	食品関連リンク
	食の情報交流ひろば(独立行政法人農林水産消費安全技術センター内)	http://www.famic.go.jp/hiroba/index.html	食品関係Q&A、リンク集等
	特定非営利活動法人食品保健科学情報交流協議会	http://www.ccfhs.or.jp/index.html	食品保健等全般、リンク集(都道府県食品衛生関連HP)等
	日本冷凍食品協会 研究会活動	http://www.reishokukyo.or.jp/service/workshop	冷凍食品苦情等事例
	日本生活協同組合連合会	http://iccu.coop/food-safety/	
	コープネット連合事業 商品Q&A	http://www.coopnet.jp/products/qa/	食品の安全(食品のはてな?BOX等)商品Q&A
	生活協同組合コープこうべ 商品検査センター	http://kensa.coop-kobe.net/qa/	商品Q&A

○食品衛生監視員が自習するために参考となるHPリスト

別添2

分類	HP名(管理者)	URL	備考
個別	ぼうずコンニャクの市場魚貝類図鑑	http://www.zukan-bouz.com/index.html	魚貝類いろいろ
	きのこウォッチング(蕨那山ねっと内)	http://www.enasan-net.ne.jp/kinoko/index.html	きのこあれこれ(岐阜県恵那保健所)
	きのこ(日本特養林産振興会内)	http://www.nittokusin.jp/kinoko/index.html	きのこいろいろ
	たまご博物館(個人)	http://homepage3.nifty.com/takakis2/	たまごあれこれ
	食肉の常識(食肉品質研究会内)	http://www.wiz.agr.okayama-u.ac.jp/amqs/iosiki/	お肉いろいろ
	食品包装ホームページ(Kanmno's HomePage内)	http://www.tcn.zag.ne.jp/akcci007/public_html/pack.html	食品包装基礎講座
	水産食品の寄生虫検索データベース(DPAF事務局(東大内))	http://fishparasite.fs.a.u-tokyo.ac.jp/index.html	魚貝類の寄生虫データベース
害虫	食品害虫(食品総合研究所内)	http://nfri.naro.affrc.go.jp/vakudachi/zaichu/zukan_00.html	害虫データベース
	これであなたの家から不快な虫がいなくなる(イカリ消毒)	http://www.ikari.jp/	害虫いろいろ
	ガイチュウバスターズ(滋賀環境衛生(株))	http://www.shigakan.co.jp/	害虫いろいろ
	害虫駆除の基礎知識集(環境機器(株))	http://www.semco.net/knowledge/pestknow-index.html	害虫いろいろ
その他	日経レストランONLINE(株)日経BP)	http://nr.nikkeibp.co.jp/	実務に役立つ知識(クレーム担当者との奮闘日記 他)
	(株)フーズデザイン	http://www.foodesjgn.net/index.html	HACCP(衛生管理)等
	食品安全情報blog(畝山智香子)	http://d.hatena.ne.jp/unevama/	畝山智香子氏(国立医薬品食品衛生研究所)が収集した情報
	食監のコーヒーを飲みながら(辰巳氏)	http://svokkan-coffee.cocolog-nifty.com/blog/	食監個人ブログ
	食中毒を防ぐ知恵(旧保健所の片隅)(西村雅宏)	http://www32.ocn.ne.jp/~abcg/	食品衛生コンサルタント(元食監)
	食品衛生何でも相談(管理者は食監)	http://shokuei.web.infoseek.co.jp/	食品衛生に関する相談、リンク集
	微生物管理機構(北里大名教授によるHP)	http://www.microbes.jp/	微生物の用語解説
	リコールプラス	http://www.recall-plus.jp/info?page=1	食品等のリコール・自主回収情報

○食品衛生監視員が自習するために参考となる海外HPリスト

(参考) 別添2

HP名(管理者)	URL	備考
WHO - Food Safety	http://www.who.int/fsf/	WHO
Codex	http://www.codexalimentarius.net/web/index_en.jsp	Codex
JECFA - main page	http://www.who.int/ipcs/food/jecfa/en/index.html	JECFA(食品添加物)
JMPR	http://www.who.int/ipcs/food/jmpr/en/	JMPR(残留農薬)
JMPR - Monographs & Evaluations	http://www.inchem.org/pages/jmpr.html	毒性モノグラフ
FDA - Food Safety	http://www.fda.gov/Food/FoodSafety/default.htm	米国(FDA)
FSIS(Food Safety and Inspection Service)	http://www.fsis.usda.gov/	米国(FSIS): 食肉等関係
EFSA(European Food Safety Authority)	http://www.efsa.europa.eu/	EU
FSA(Food Standards Agency)	http://www.foodstandards.gov.uk/	英国
Health Canada - Food & Nutrition	http://www.hc-sc.gc.ca/fn-an/index-eng.php	カナダ
Canadian Food Inspection Agency	http://www.inspection.gc.ca/english/toce.shtml	カナダ
Food Standards Australia New Zealand	http://www.foodstandards.gov.au/	オーストラリア ニュージーランド
BfR(Federal Institute for Risk Assessment) - Food Safety	http://www.bfr.bund.de/cd/3992	国際がん研究機関
IARC(International Agency for Research on Cancer)	http://www.iarc.fr/	がん分類
IPCS(International Programme on Chemical Safety)	http://monographs.iarc.fr/ENG/Classification/	国際化学物質安全性計画
KFDA(英語サイト)	http://www.who.int/ipcs/en/	韓国
ProMED-mail	http://eng.kfda.go.kr/index.php http://www.promedmail.org/pls/otn/f?p=2400:1000:	感染症情報

参考資料 1

食品衛生法関係法令

〇〇課

1

本日の次第

- ・ 食品の安全性に関する法令について
 - 食品衛生法関係の法令
 - 食品安全基本法、リスク分析
- ・ 法令の仕組み(法律を読むための豆知識)
 - 憲法、法律、政令、省令
 - 告示、条例 等
- ・ 食品衛生法等の概要
 - 食品衛生法
 - 〇〇条例
 - 食品衛生法施行条例・施行細則
 - 主要要綱・要領等

2

食品の安全性に関する法令

【日本国憲法】
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

～食品衛生法～(昭和22年制定 平成15年5月に大改正)
第1条 目的
『食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。』

改正前 飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

3

食品衛生関係の法令

- ・ 食品安全基本法
- ・ 食品衛生法
 - 食品衛生法施行令
 - 食品衛生法施行規則
 - 乳及び乳製品の成分規格等に関する省令
 - 食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令
- ・ 〇〇食品衛生法施行条例
- ・ 〇〇食品衛生法施行細則

4

食品衛生関係の法令

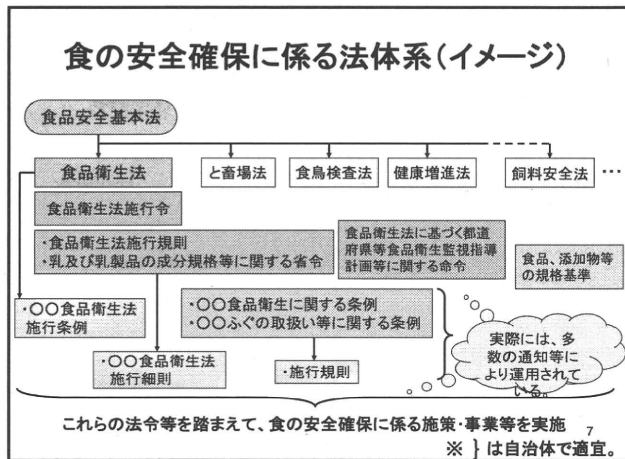
- ・ と畜場法(施行令、施行規則、施行細則)
- ・ 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律(施行令、施行規則、施行細則)
- ・ 健康増進法(施行令、施行規則、健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令、施行細則)
- ・ 〇〇食品衛生に関する条例(施行規則)
- ・ 〇〇ふぐの取扱い等に関する条例(施行規則)

※ }は自治体で適宜⁵

食品衛生関係の法令

- ・ 消費者安全法
- ・ 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(施行令、施行規則)
- ・ 牛海綿状脳症対策特別措置法
〔施行規則(農林水産省令)、厚生労働省施行令(厚生労働省規則)〕

6



食品安全行政に関する世界的傾向

- 国民の健康保護が最も重要
- 農場から食卓まで
一次生産から消費までをカバー
(フードチェーン・アプローチ)
- 科学に基づく判断
- 後始末より未然防止

リスク分析

メモ WTO : FAO WHO } Codex委員会一部会 食品の国際規格の設定 8

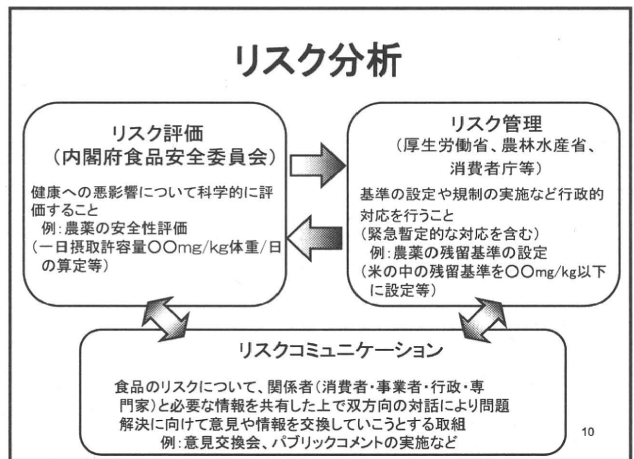
食品安全基本法(平成15年法律第48号)

目的(第1条)
食品の安全性の確保に関して基本理念を定め、関係者の責務を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進

施策の策定に係る基本的な方針

第11条 食品健康影響評価の実施(リスク評価)
第12条 国民の食生活の状況等を考慮するとともに食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定(リスク管理)
第13条 情報及び意見交換の促進(リスクコミュニケーション)

食品安全委員会の設置
第22条から第38条

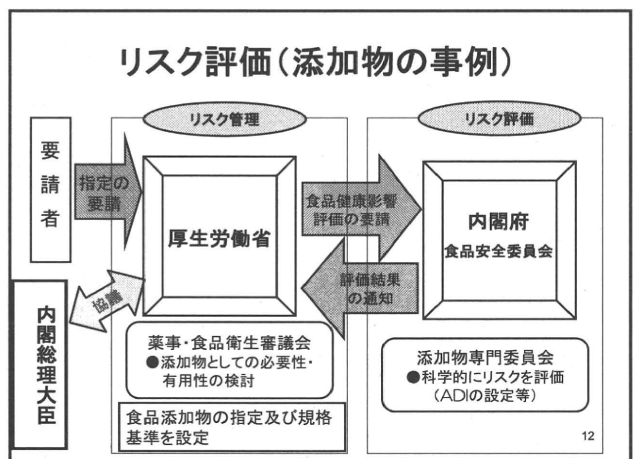


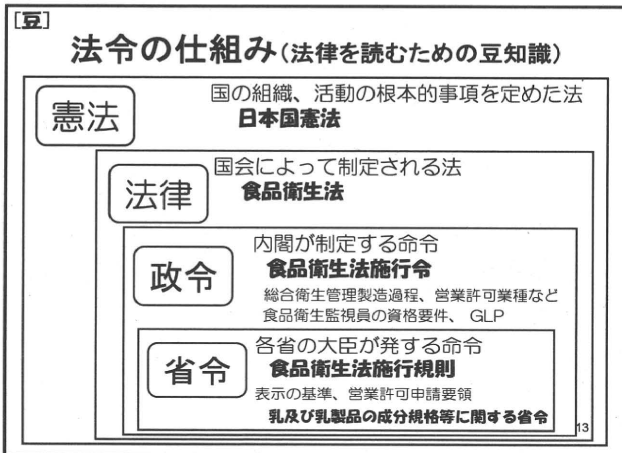
食品健康影響評価(リスク評価)

第24条
関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かななければならない。(以下略)

食品衛生法関係の適用条項
・6条2号(ただし書き)、7条1項~4項、9条1項、10条、11条1項、11条3項、18条1項、50条1項

⇒ 添加物の指定や規格基準の設定に際しては必須





告示とは？

- 行政機関が決定した事項を広く一般に知らせること
⇒官報に掲載

▼

- 専門技術的な判断を要すべき事項
事情の変遷に応じ頻繁に改廃を要すべき事項などを告示
- 食品、添加物の規格基準(厚生労働省告示)
- 食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針

条例とは？

- 地方公共団体が制定する法
- 地方自治法第14条
 - 法令に違反しない限りにおいて制定
 - 内容 ・地域における事務
・法律またはこれに基づく政令により
処理することとされているもの
 - 義務を課し、又は権利を制限するには原則
条例によらなければならない
 - 罰則規定を設けることができる

食品衛生法施行条例：県⇒営業許可業種の施設基準等、市⇒管理運営基準
食品衛生に関する条例(県)…知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例
○○みくの取扱い等に関する条例 など

※ }は自治体で適宜。

規則、要綱

【規則】

- 普通地方公共団体の長が決めたルール
- 普通地方公共団体の長が法令に違反しない範囲において
その権限に属する事務に関し制定できる。
- 条例の委任に基づき規則を定めている。

食品衛生法施行細則
様式(営業許可等)、報告営業など

【要綱】

- 行政機関の定める命令のうち行政の執行についての指針
を定める内部ルール
- における食品衛生法違反事例等の公表に関する要綱 等

条・項・号

- 法律はいかに正確に書かれていても長文では読みにくい
⇒そこで箇条書きになっている
- ☞条で区分
- ☞さらに規定の内容で区分するとき⇒項
- ☞条、項の中で事項を列記するとき⇒号

食品衛生法第8条で確認してみましょう
食品衛生法第8条第1項第1号
食品衛生法第8条第2項
(項は②のように、号は漢数字で記載)

食品衛生法
小六法で

食品衛生法等の概要

- 食品衛生法
- ○○条例
- 食品衛生法施行条例・施行細則

国・自治体、事業者及び消費者

食品安全基本法

- 国の責務(第6条)
- 地方公共団体の責務(第7条)
- 食品関連事業者の責務(第8条)
- 消費者の役割(第9条)

食品衛生法

- 国・都道府県等の責務(第2条)
- 食品等事業者の責務(第3条)

食品関連事業者は、事業活動に当たり、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有する。

〇〇食の安全基本方針

- Ⅱ 行政・事業者の責務と消費者の役割

※ } は自治体で適宜。

定義(第4条)①

- 食品衛生法で用いられる主要な用語の規定
- 食品、添加物、天然香料、器具、容器包装、食品衛生、営業、営業者、登録検査機関**について定義

20

定義(第4条)②

食品:すべての飲食物

(薬事法に規定する医薬品、医薬部外品を除く)

これは食品…?

畑にある野菜、田んぼにある穀類
生きている家畜

器具: 飲食器(コップ、茶碗、はし等)

- 割ぼう具(まな板、包丁、鍋)
- 食品等に直接接触する製造機械類
- 運搬具等

21

例えば、

香港衛生署が医薬品成分(シブトラミンなど)を含む製品に注意喚起(2010年5月14日)



➡ 日本では「食品」ではない。「無承認無許可医薬品等」扱い。

※(独)国立健康・栄養研究所HP「健康食品の安全性・有効性情報」より 22

定義(第4条)③

営業:「業として」一定の行為を行うこと

- 反復継続した行為
- 社会通念上も事業として認識される程度の規模、形態
- 非営利の場合もあり得る。

営業者:「人」⇒自然人

「法人」⇒自然人以外の各種法律により
人格を付与された団体

23

販売を禁止される食品、添加物(第6条)

- 食品、添加物に関する規制の骨格をなす規定

販売し、販売のために採取、製造、輸入、加工、使用、調理、貯蔵、陳列してはならないもの

- 第1項 腐敗、変敗、未熟なもの
- 第2項 有毒、有害な物質が含まれている、付着しているもの
- 第3項 病原微生物により汚染され、人の健康を損なうおそれのあるもの(疑いがあるものも含む)
- 第4項 不潔、異物の混入又は添加その他の事由で人の健康を損なうおそれがあるもの。

24

ただし、

- ・ 食中毒を起こしたとき⇒本条を適用
(6条第3項違反)
- ・ 本条違反の場合、不利益処分、罰則の適用有
(法第54条、第55条、第71条、第78条)
- ・ 違反の判断は、通知等で示されている場合以外は、
個別判断

(例)
暫定規制値を超えて放射性物質が検出された食品
(H23.3.17 食安発0317第3号)

25

新開発食品の販売禁止(第7条)

- ① 一般に飲食に供されることがなかった物で、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がないもの
- ② 一般に飲食に供されている物で、当該物の通常の方法と著しく異なる方法で飲食に供されているもので、人の健康を損なうおそれがない旨の確証がない

※②は平成15年の改正で追加

↓
食品衛生上の危害の発生を防止する必要があるとき

↓ (薬事・食品衛生審議会の意見)

食品としての販売を禁止することができる

26

販売禁止の例(アマメシバの事例)



アマメシバ (天寿苺)
サウロバス・アンドロジナス

※強力な抗酸化作用
モロヘイヤに勝る栄養成分

生鮮食品として通常の方法で摂取する場合⇒問題無
粉末剤、錠剤等通常の方法とは著しく異なる方法で大量に摂取⇒健康被害有
(閉塞性細気管支炎)

食品安全委員会でリスク評価

⇒長期摂取と閉塞性細気管支炎との因果関係は否定できない

薬事食品衛生審議会

⇒早急に販売禁止の規定を発動することが適当

販売禁止を官報で告示(平成15年9月)

27

添加物等の販売等の制限(第10条)

- ・ 化学的合成品、天然物を問わず、厚生労働大臣が指定したもの以外を添加物として使用することはできない
- ▶ 例外: 既存添加物、天然香料、一般飲食物添加物

指定に際しては、食品安全委員会(リスク評価)、厚労省・薬事・食品衛生審議会(リスク管理)で、安全性等について審査し、人の健康を損なうおそれがないと認められたものを指定

○ 添加物として使用可能なもの(平成22年5月28日現在)

- | | | |
|---------------|---|----|
| 指定添加物 403品目 | } | 原則 |
| 既存添加物 418品目 | | |
| 天然香料 612品目 | | |
| 一般飲食物添加物 72品目 | | |

28

食品、添加物の規格基準(第11条)①

- ・ 販売の用に供する食品、添加物について、公衆衛生上の見地から設定
- ・ 規格・基準に合わない食品等の製造、販売等が禁止されている
- ・ 規格基準の設定に際しては、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、厚生労働大臣が定めることとなる

乳及び乳製品 **乳及び乳製品の成分規格に関する省令**
(昭和26年厚生省令第52号)

食品、添加物 **食品、添加物等の規格基準**
(昭和34年厚生省告示第370号)

29

食品、添加物の規格基準(第11条)②

● 次のような行為が禁止される

「基準」に合わない方法により、食品又は添加物の製造、加工、使用、調理又は保存を行うこと

「基準」に合わない方法によって製造、加工等が行われた食品又は添加物の販売又は輸入をすること

「規格」に合わない食品又は添加物の製造、輸入、加工、使用、調理、保存又は販売を行うこと

30

衛生規範

◎衛生上の危害の発生防止のため、微生物制御を中心に、原材料受入～製造、販売までの各過程全般における取扱い等の指針となるもの。

課長通知

1. 弁当及びそうざい(S56.6.29)
2. 漬物(S56.9.24)
3. 洋生菓子(S58.3.31)
4. セントラルキッチン/カミサリースystem(S62.1.20)
5. 生めん類(H3.4.25)

31

総合衛生管理製造過程(第13条)

●総合衛生管理製造過程承認制度

欧米で衛生規制として導入が進んでいるHACCPの手法を使って食品の製造・加工工程について、総合的な衛生管理が講じられていることを厚生労働大臣が承認する制度

食品の衛生水準の維持し、より高度に保障しつつ、多様な方法で製造・加工を行うことを可能にし、食品衛生規制の弾力化が図れる。

32

承認制度の内容

○対象食品

食品衛生法第11条第1項の規定により製造・加工の方法の基準が定められた食品のうち政令で定めるもの

(乳・乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品、魚肉練り製品、清涼飲料水)

○承認手続

申請に基づき、厚生労働大臣が、製造・加工工程がHACCPの手法で適正に衛生管理されていることを承認

○承認効果

現行の食品毎の一律の製造基準等の適用が除外(11条1項の基準に適合したものとみなす)

⇒ 衛生水準を維持しつつ、多様な製造方法に基づく食品の製造等が可能

関連 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(HACCP支援法) 33

表示の基準(第19条)

- ・ 飲食による衛生上の危害の発生防止
- ・ 基準は**施行規則第21条**及び**乳等省令第7条**に規定
- ・ 器具、容器・包装は、現在基準はない(規定上は基準設定可能)
- ・ 基準に合う表示がなければ、販売はできない

34

食品表示の役割

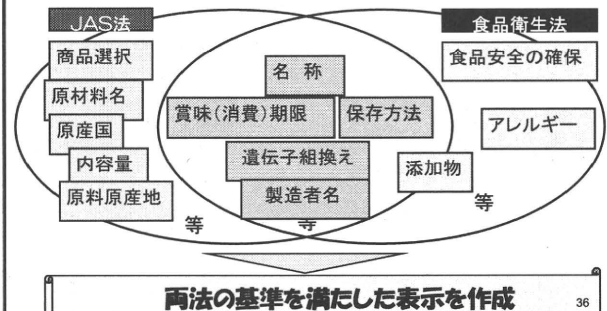
- ・ 食品衛生法 → 健康危害の防止
- ・ 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律乙(JAS法) → 商品の選択
- ・ 不当景品類及び不当表示防止法 → 優良誤認の防止(景品表示法)
- ・ 健康増進法 → 栄養表示
- ・ 計量法 → 適正な計量
- ・ 薬事法 → 医薬品的な効果・効能表示の禁止

この他、
牛トレ法
米トレ法等

事業者と消費者の正しい情報の共有化、相互の理解と信頼を高める

35

食品衛生法とJAS法に基づく表示



36

虚偽表示等の禁止(第20条)

- 公衆衛生に危害を及ぼすおそれがある虚偽又は誇大な表示又は広告を禁止
- 公衆衛生に危害を及ぼすおそれに該当する否かは個々の判断による。

37

食品衛生監視指導計画(第24条)

- 都道府県、保健所設置市及び特別区が実施する食品の監視指導についての年次計画
- 国が示す指針(厚生労働省告示第301号、平成15年8月29日)に基づき、各地域の実情も踏まえて策定

- 策定にあたっての国民からの意見の聴取(第64条第3項)及び策定後の公表
- 実施状況の概要を翌年度6月末までに公表(施行規則第23条)

38

臨検検査、収去(第28条)

食品衛生上の監視指導の権限に関する規定

- 営業者等から報告を求める権限
⇒虚偽の報告等には罰則適用
- 職員に行わせる施設、帳簿書類の臨検検査の権限
⇒拒否、忌避した者には罰則適用
- 試験に必要な物件の無償収去に関する権限
⇒拒否、忌避した者には罰則適用

39

食品衛生監視員(第30条)

- 食品衛生監視員の任命及び職務内容の規定
- (資格要件は施行令第9条)
- 職員であっても、食品衛生監視員の資格を持っているもの以外は、臨検検査又は収去を行うことはできない。
- 健康増進法に基づく特別用途食品の検査、収去の権限は食品衛生監視員が行う
(健康増進法第27条第3項)

40

食品衛生管理者の設置(第48条)

- 令13条で規定する食品又は添加物は、その施設ごとに、専任の食品衛生管理者を設置しなければならない。
- 既存添加物に成分規格が制定された場合は、52条に基づき営業許可を受けると共に、食品衛生管理者を設置しなければならない。

41

有毒、有害物質の混入防止措置基準(第50条)

- 食品・添加物の製造・加工の過程における有毒・有害物質の混入防止措置基準(厚生労働大臣が定める)
- 営業施設の衛生管理に関する基準(公衆衛生上講ずべき措置の基準、都道府県が条例で定める)
- これらの基準の営業者の遵守⇒違反の場合不利益処分可能

42

営業許可(第51条、52条)

- 公衆衛生上影響が著しい食品営業(施行令第35条で定めた34業種)について、都道府県が条例で施設基準を設定(第51条)
- 上記業種について、営業しようとするものは、都道府県知事(特別区長・保健所設置市長)の許可を受けなければならない(一般的な禁止行為の解除)
- 都道府県知事(特別区長・保健所設置市長)は施設基準に適合している場合許可しなければならない
- その他欠格事項、許可条件

43

不利益処分(第54～56条)

営業者が食品衛生法に違反した場合における不利益処分についての規定

- 食品の回収・廃棄命令、施設の改善命令(54条)
- 営業の禁停止、営業許可の取消し(55条1項)
- 輸入者の営業の禁停止(厚生労働大臣、55条2項)
- 施設基準違反に対する施設の改善命令、営業の禁停止、営業許可の取消し(56条)

44

食中毒の届出・調査(第58条)

- 医師による食中毒(疑)の届出
医師 → 最寄りの保健所長
- 保健所長による調査 (疫学調査) + (検査)
患者(発症状況、喫食状況、検査)
施設調査(発生状況、提供食品、検査)
- 原因食品、原因施設が特定されれば、食品衛生法第6条違反として、不利益処分(営業停止、販売禁止)等の措置

45

食中毒に関する報告①

- ・ 法58条2項に基づく調査について、令36条に規定する調査状況を逐次報告
(保健所長→知事等)
- ・ 食中毒速報(知事等→大臣)
根拠: 法58条3項
対象: 規則73条で規定
報告事項: 規則74条で規定
報告時期: 保健所長から報告後直ちに

46

食中毒に関する報告②

- ・ 食中毒事件票(保健所長→知事等)
根拠: 令37条3項(様式14号)
対象: 規則75条で規定(全ての食中毒事例)
報告時期: 調査終了後速やかに
- ・ 食中毒事件調査結果報告書(知事等→大臣)
根拠: 令37条4項(様式15号)
対象: 規則76条で規定(全ての食中毒事例)
報告時期: 食中毒事件票受理翌月10日まで

47

食中毒に関する報告③

- ・ 食中毒事件詳報(保健所長→知事等)
根拠: 令37条3項
対象: 食中毒速報により報告を行った事件
報告事項: 規則75条2項で規定
報告時期: 調査終了後速やかに
- ・ 食中毒事件調査結果詳報(知事等→大臣)
根拠: 令37条4項
対象: 食中毒速報により報告を行った事件
報告事項: 規則75条2項で規定する内容
報告時期: 食中毒事件詳報受理後直ちに

48